**令和５年度第１回一般競争入札（府有地等売払）**

**官公庁オークション実施要綱**

（入札物件）

第１条　入札物件は、「入札物件一覧」（別紙１）、「物件調書」（別紙２）のとおりとする。

（現場説明）

第２条　大阪府財務部財産活用課（以下、「財産活用課」という。）による入札に係る現場説明は行わないので、入札者自身において現地をよく確認したうえで入札に参加しなければならない。

（入札参加仮申し込み）

第３条　入札参加仮申し込みは令和５年４月４日（火曜日）午後１時から同年４月20日（木曜日）午後２時までの間（以下、「入札参加申し込み期間」という。）に官公庁オークションの売却システムの売却物件詳細画面にて行うものとする。

２　財産活用課は入札参加仮申し込みをした者に対して入札保証金の納付書（領収証書を含む。）を郵送にて配布する。なお、入札保証金の納付書（領収証書を含む。）が入札参加仮申し込みをした者に届くまで１週間程度を要するので、注意すること。

３　入札参加仮申し込みの手順は官公庁オークションに掲載している「大阪府公有財産売却ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を熟読すること。

（入札参加申し込み（本申し込み））

第４条　入札参加申し込み（本申し込み）は入札参加申し込み期間に財産活用課へ入札関係書類を電子メールにて送付しなければならない。

２　前項における入札関係書類とは「一般競争入札（府有地等売払）入札参加申込書(様式第１号)（以下、「申込書」という。）」、「入札保証金届出書(様式第２号)」、「誓約書(様式第３号)」、「入札保証金の領収証書の写し」、をいい、入札保証金の納付書（領収証書を含む。）は財産活用課が配布したものを使用しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず､入札関係書類を財産活用課へ簡易書留にて入札参加申し込み締切日必着で郵送することで、電子メール送付に代えることができる。なお、入札者が本入札に関する一切の権限を代理人に委任するときは、「委任状(様式第４号)」に実印を押印の上、印鑑登録証明書（ただし、発行から３か月以内のものに限る。）と合わせて簡易書留にて入札参加申し込み締切日必着で郵送提出するものとする。

４　入札参加申し込み（本申し込み）の手順はガイドラインを熟読すること。

（入札）

第５条　入札は令和５年５月８日（月曜日）午後１時から同年５月15日（月曜日）午後１時までの間に官公庁オークションの売却システム上で入札価格を登録しなければならない。

２　一度行った入札は、入札者の都合による取消や変更はできない。

３　入札価格を登録する手順はガイドラインを熟読すること。

（売買契約の締結）

第６条　落札者は、令和５年６月７日（水曜日）から令和５年６月20日（火曜日）までの間に、府有財産売買契約書（様式第５号）により財産活用課と落札した物件の売買契約を締結するものとする。なお、売買契約締結までの事務手続きも落札者以外の者が行うことはできない。ただし、委任する場合は代理人が行うことも可能とする。

２　落札者は物件を受領した証として、契約と同時に物件受領書（大阪府様式）を提出しなければならない。

３　境界確定協議書等の写しを原本証明したものを受領する場合は、境界確定協議等の写しを原本証明したものを受領した証として、受領書（大阪府様式）を提出しなければならない。

４　落札者は、物件の所有権移転登記が完了した際には登記完了証及び登記識別情報通知書を財産活用課から受領する。その際、落札者は登記完了証及び登記識別情報通知書の受領書（大阪府様式）を財産活用課へ提出しなければならない。

（ガイドラインに記載のある事項）

第７条　下記に示す各号に記載の事項はガイドラインに記載しているので、これを熟読すること。

　⑴入札に参加する者に必要な資格

　⑵入札保証金の納付

⑶入札の無効事由

⑷落札者の決定方法

⑸入札保証金の還付・帰属

⑹危険負担

⑺共有名義で入札に参加した落札者からの申立書の提出

⑻落札者の書類提出

⑼大阪府警察本部長への個人情報の提供

⑽所有権の移転時期

⑾落札物件に係る権利義務の譲渡制限

⑿公租公課等

（留意事項）

第８条　入札者は、本要綱を遵守しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱によりがたい事項が生じた場合は、別途定めるものとする。